

令和8年度アオモリモビリティシェア実証運行業務企画提案書募集要項

この要項は、令和8年度アオモリモビリティシェア実証運行を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

青森県内の交通空白解消のため、地域の交通資源、自家用自動車、一般ドライバー、デジタル技術等を活用した、「アオモリモビリティシェア」の実証運行を行う。

なお、実証運行は、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）、同法同条3号に基づく自家用車活用事業（日本版ライドシェア）、同法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業、同法第21条に基づく乗合旅客の運送によるものとする。

2 委託事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額限度額

金5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月下旬まで

ただし、実証運行は令和9年1月31日（日）までとする。

(4) 契約方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、優れた企画提案者として選定された者と協議したうえで、委託契約を締結する。

(5) 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(6) 契約金の支払条件

概算払いをできることとする。なお、実証運行業務に係る費用から収入を除いた額を委託料として精算することとする。

(7) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

4 応募資格

応募の有資格者は、以下の事項に該当する者とする。

- (1) 青森県内の市町村
- (2) 青森県内の地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会
- (3) 道路運送法第4条第1項による一般旅客運送事業の許可を受けた者
- (4) 道路運送法第78条第2号による特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者
 - ・ただし、(3) 及び (4) については、以下①～⑦を満たす者とする。
 - ①市町村と連携した取組であること
 - ②委託業務について十分な業務遂行能力があること
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと
 - ④県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること
 - ⑤県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと
 - ⑥会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと
 - ⑦宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと

5 応募方法等

- (1) 企画提案に係る提出書類【※印は、4 応募資格 (3) 及び (4) に該当する者のみ提出】
 - ア 企画提案書かがみ（様式1）
 - イ※ 誓約書（様式2）
 - ウ※ 法人の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
 - エ※ 法人等の業務履歴（様式3）
 - オ 企画提案書（別添「企画提案書等作成要領」を参考に作成すること）
 - カ 見積書（各項目における経費積算の概要を記載し、宛名を「青森県知事」とすること）
 - キ 業務実施体制書（統括責任者、青森県との連絡担当者等を記載したもの）
 - ク※ 経歴書（統括責任者のみで可）
- (2) 提出部数
各6部（正本1部、副本5部）
- (3) 提出期限等
 - ア 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時必着
 - イ 提出先 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1
 - <3月末まで> 青森県交通・地域社会部地域交通・連携課地域モビリティ推進グループ
 - <4月以降> 青森県交通・地域社会部交通戦略課地域モビリティ推進グループ
- (4) その他注意事項
 - ア 企画提案は1者1案とする。（複数の事業体で業務を実施する場合は1共同体あたり1案とし、業務実施における責任の所在を明確にすること）
 - イ 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しない。また、提出資料は返却しない。
 - ウ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

エ 提出された企画提案書は、委託先決定のための資料であり、正式な企画書は青森県と協議のうえ決定する。

オ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下書」(様式4)を提出すること。

カ 取下書の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。

キ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

6 応募に関する問い合わせ

本業務に関する質問等がある場合は、電子メールで送信すること。その際、件名は「令和8年度アオモリモビリティシェア実証運行業務に関する質問」とすること。受け付けた質問については個別に回答する。

ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な審査を行うため受け付けない。

7 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案書について、県が設置する受託候補者選定委員会(以下、選定委員会)において審査を行う。

イ 企画提案書提出者が5者を超える場合は、県において書類選考(選定委員会同様の基準で審査)を行い、上位5者を選定委員会の対象とする。

ウ 選定委員会では、企画提案書に基づく書面及びプレゼンテーションをもとに審査を行う。プレゼンテーションは各者25分程度(説明15分、質疑10分)とする。なお、プレゼンテーションは提出済みの企画提案書で行うこととし、追加資料の配布は認めない。

エ 書類選考及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないものとする。また、異議申し立ては認めない。

オ 選定委員会への参加にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。また、選定委員会に参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、全応募者に対して電子メールで連絡する。

文書での通知は、その後、できるだけ速やかに行う。

8 スケジュール

年月日	内容
令和8年3月19日(木)	企画提案書募集開始
令和8年5月15日(金)午後5時	企画提案書提出期限(必着)
令和8年5月下旬予定	選定委員会(対面またはオンライン参加、詳細後日通知)
令和8年6月上旬予定	契約締結

9 問い合わせ及び書類提出先

<3月末まで> 青森県 交通・地域社会部 地域交通・連携課 地域モビリティ推進グループ
電話：017-734-9151(直通) E-mail：kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp

<4月以降> 青森県 交通・地域社会部 交通戦略課 地域モビリティ推進グループ
電話：017-734-9151(直通)